「破綻金融機関等関連特別保証制度」の利用について

- 1 認定窓口 福岡県商工部中小企業経営金融課金融係(TEL 092-643-3424)
- 2 認定基準 次の全ての基準を満たすもの。
 - (1) 申請事業者の資本の額又は出資の総額が5億円未満であること。
 - (2) 申請事業者が中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者に該当しないこと。
 - (3) 申請事業者の業種が中小企業信用保険法の対象業種であること。
 - (4) 破綻金融機関等と過去一年以内に金融取引を行っていたこと。
 - (5) 破綻金融機関等から融資を受けていたことにより、当該融資に相当する額について、 現時点において、銀行その他の金融機関との事業資金にかかる金融取引に支障が生 じているもの。
- 3 認定に係る必要書類
 - 〇認定申請書 (別記様式)
 - ○登記簿謄本の写し
 - ○決算書または直近の試算表
 - ○決算書の借入明細または借入償還表

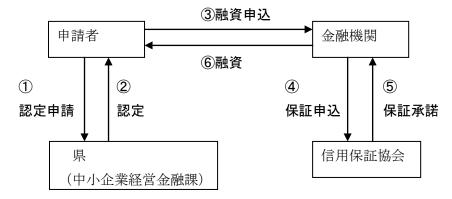
4 「破綻金融機関等関連特別保証制度」の概要

- ・ 破綻金融機関と取引のある中堅企業が、その事実につき都道府県知事の認定を受ければ、信用保証協会の保証「中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証」の利用が可能となる。
- ・ 取扱金融機関固有貸付割合を2割以上、保証付き融資割合を8割以下とする協調 融資であることを信用保証協会の保証条件とする。ただし、金融審査を受ける必要 あり。

(融資条件)

	普通保証 (有担保)	無担保保証		
保証	5億円以内	1 億円以内		
限度額	(破綻金融機関からの借入金残額相当	(破綻金融機関からの借入金残額相当額		
	額が保証金額の上限)	が保証金額の上限)		
保証料率	年0.73%	年0.63%		
保証期間	運転5年以内(据置1年以内)、	設備7年以内(据置1年以内)		
融資利率	金融機関所定利率			
保証人	原則、法人は代表者、個人は不	 要		

5 手続きの流れ



6 制度についての問い合わせ先

○経済産業省産業資金課 03-3501-1511(2641)

03-3501-1676(直通)

〇福岡県信用保証協会保証推進課 092-415-2609

〇福岡県商工部中小企業経営金融課 092-643-3424

(別	記)

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者にかかる信用保険の特例に関する臨時措									
置法第2条第2項にかかる認定申請書									
			平成	年	月	日			
			一灰	+	Л	н			
福岡県知事 殿									
	申請事	業者							
	住	所							
		171							
	п	A							
	<u>氏</u>	名				印			
私は、破綻金融機関である日本振り	興銀行株式	式会社と下記の	の金融取る	引を行っ	っていた	たこ			
とにより、現在、金融機関との金融国	取引に支降	障が生じてお ^り	Jますの ^つ	で、破紛	定金融	幾関			
等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項									
の規定に基づき認定されるようお願いします。									
		,							
	記								
1. 日本振興銀行株式会社からの金属	融取引								
・ 年 月 日時点での何	昔入残高	:				円			
	/>> -		- × / 15		<i>+=</i>				
	(汪)氏	名には名称及	ひ代表者	の氏名	を記り	くする 。			
【認定欄】									

2 2 経金 号

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。